

決議案第1号

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染物質の安全な管理を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成28年3月8日

大崎市議会議長 佐藤清隆様

提出者 産業常任委員長 氏家善男

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染物質の安全な管理を求める決議

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から5年、東京電力福島第一原子力発電所の事故は広範囲に放射能汚染をもたらし、かつて経験したことのない災害となった。

政府においてはこれに対処するため、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が制定され施行されたが、時間の経過とともに地域住民に多くの問題を起こしている。

本市における汚染稲わらは733トン、汚染牧草については3,600トンと推計され、分散して一時保管されている。環境省では、8,000ベクレルを超える指定廃棄物の処理については指定廃棄物最終処分場が建設されるまで一時保管としているが、いまだ県内1カ所とする処分場建設の見通しが立たない現状である。また、8,000ベクレルを超えない一般廃棄物の処理についても本市においては見通しが立たず、これらの要因により、農家や地域住民は保管の継続を余儀なくされている。

一時保管は、当初、稲わらで2年、牧草で5年としたものであり、簡易で脆弱なものである。特に、水分含有の多い汚染牧草のロールの中には、腐食が進んでいるものもあり、強靱な包装材での保管が求められている。また、保管場所の標示や汚染水流出などの対応もとるべきである。

事故から5年を経過する現在、長期にわたる放射性物質の保管は、地域住民に多大な不安や不利益を招いている。今後も廃棄物の処分までには多くの時間と経費を要することが予測されることから、市においては、市民の安全を第一に考え、一時保管している汚染牧草の適正な管理を行うとともに、国・県に対し放射能汚染物質の安全な管理の強化を強く求め、さらに東京電力に対してもこれに要した経費の賠償が早急に実現するよう積極的な働きかけを強く求めるものである。

以上決議する。

平成 年 月 日

大崎市議会